

議案第60号

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定する。

損害賠償額	相手方	事件の概要
635万400円	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 東京ガスリース株式会社 代表取締役 吉田 修一	旧すみだ中小企業センターの大規模改修工事に伴い、冷暖房機の借上げ契約を解除したことにより、当該契約の相手方に損害が生じた。

(提案理由)

旧すみだ中小企業センターの大規模改修工事に伴い、冷暖房機の借上げ契約を解除したことにより、当該契約の相手方に損害が生じたことについて、賠償の請求があったので、当該損害に係る賠償の額を決定する必要がある。